

保険料

◆保険料の計算方法

保険料は、1人あたり定額の保険料「被保険者均等割額」と、所得に応じた保険料「所得割額」を合計して、被保険者個人ごとに算出します。

1人あたり
年間保険料
(上限80万円)

※100円未満切り捨て

=

被保険者
均等割額

56,000円

+

所得割額

賦課のもととなる所得
金額×10.78%(所得割率)

賦課のもととなる所得金額とは、**総所得金額等**(収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額)から基礎控除額(43万円)を差し引いた金額です。

◆保険料の軽減制度

所得の低い方は、所得状況に応じて保険料が軽減されます。

令和6年度は保険料率が改定されることに伴い、下記対象者に対して激変緩和措置があります。

①所得割率の激変緩和措置

総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額が58万円以下の方

所得割率	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)	改正後(令和7年度)
	10.50%	10.01%	10.78%

②年間保険料の上限の激変緩和措置

令和6年3月31日以前に75歳になられた方、及び障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となられた方

年間保険料 上限額	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)	改正後(令和7年度)
	66万円	73万円	80万円

●被保険者均等割額の軽減

世帯主と被保険者の**総所得金額等**の合計額が一定の金額以下の場合、その金額に応じて被保険者均等割額が2割～7割軽減されます。

●被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に、被用者保険（協会けんぽ・共済組合など）の被扶養者（扶養家族）であった方は、後期高齢者医療に加入後24ヶ月（2年）の間に限り被保険者均等割額が5割軽減され、所得割額は賦課されません。

※国民健康保険や国保組合に加入されていた方は、被用者保険の被扶養者であった方の軽減の対象とはなりません。

※保険料の軽減を受けるためには、世帯主と被保険者全員の前年中の所得が申告されている必要があります。

※被用者保険の被扶養者であった方で、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか軽減割合が大きい方の額が軽減されます。

保険料の計算方法や軽減制度の詳しい内容につきましては、保険料の通知書に同封の「後期高齢者医療 保険料のしおり」をご覧ください。

◆保険料のお支払い方法や手続きについて

保険料のお支払い方法は、特別徴収（年金からの差し引き）と普通徴収（納付書払いまたは口座振替）があります。

●お支払い方法の変更

特別徴収で現在お支払いの方、または新規に特別徴収となる方は、お住まいの市町村の担当窓口申請されると、口座振替に変更することができます。

保険料のお支払いに関する手続き等につきましては、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

こんなときは届出を

次のような場合は、**14日以内**に、お住まいの市町村の担当窓口へ届出をしてください。

こんなとき	手続きに必要なもの
転入したとき	・ 転入前の市区町村で発行される負担区分等証明書（県外から転入した場合）など ・ 印かん
氏名・住所・世帯に変更があったとき	・ 被保険者証など ・ 印かん
転出するとき	
生活保護を受けるようになったとき	・ 被保険者証など ・ 保護決定通知書 ・ 印かん
生活保護を受けなくなったとき	・ 保護廃止通知書 ・ 印かん
お亡くなりになったとき	・ お亡くなりになった方の被保険者証など ・ 印かん

手続きに必要なものなど詳しいことは、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

なお、従来は申請には原則、印かんが必要でしたが、令和3年4月から印かんの取扱が変更されています。届出の際には、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆高知県後期高齢者医療広域連合

高知県高知市丸ノ内2丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎1階

- ・被保険者証、保険料などについてのお問い合わせ

電話 088-821-4526

- ・医療費の給付などについてのお問い合わせ

電話 088-821-4896

- ・健康診査などについてのお問い合わせ

電話 088-821-4677

※不審電話があった場合などにもご相談ください。

◆お住まいの市町村の担当窓口

市・郡	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
市	高知市役所	088-823-9380	室戸市役所	0887-22-5133
	安芸市役所	0887-35-1002	香美市役所	0887-53-3115
	香南市役所	0887-57-8506	南国市役所	088-880-6556
	土佐市役所	088-852-7636	須崎市役所	0889-42-1355
	四万十市役所	0880-34-1114	宿毛市役所	0880-62-1233
	土佐清水市役所	0880-82-1108		
安芸郡	東洋町役場	0887-29-3394	奈半利町役場	0887-38-8181
	田野町役場	0887-38-2812	安田町役場	0887-38-6712
	北川村役場	0887-32-1214	馬路村役場	0887-44-2112
	芸西村役場	0887-33-2112		
長岡郡	本山町役場	0887-76-2115	大豊町役場	0887-72-0450
土佐郡	土佐町役場	0887-82-1110	大川村役場	0887-84-2211
吾川郡	いの町役場	088-893-1117	仁淀川町役場	0889-35-1080
高岡郡	日高村役場	0889-24-5001	越知町役場	0889-26-1115
	佐川町役場	0889-22-7706	中土佐町役場	0889-52-2213
	津野町役場	0889-55-2314	梶原町役場	0889-65-1170
	四万十町役場	0880-22-3117		
幡多郡	黒潮町役場	0880-43-2800	三原村役場	0880-46-2111
	大月町役場	0880-73-1113		